時事新報は全國中紙面の最も廣き新聞紙なり
時事新報には毎號詳細なる商況物價の報告あり

時事新報

明治廿七年九月四日 火曜日
舊曆甲午八月五日（己酉）
日出午前五時十六分 日入午後六時十一分
月出午前九時五十三分 月入午後八時二十一分
滿潮午前八時七分 午後八時二十五分
（西曆一千八百九十四年）
年始より二百四十七日 年末まで百十八日

表誠義金募集

清國に對する宣戰の詔勅は下りたり陸上に海面に兩國の戰端は開かれたり牙山清兵の本據を拔き清艦を豐嶋近海に捕獲して我軍向ふ所敵なしと雖も敵は世界無比の大國なり我國民の全力を盡して全局の必勝を今後に期せざるを得ず我海陸將卒の忠勇なる敵軍を攻撃する素より遺算なしと雖も家に在る全國の臣民は坐して我將卒の忠勇に依頼し以て安んずべきに非ず成歡の一役我將校五名を失ひ下士卒負傷凡七十名、骨を萬里の異域に曝すは我が忠勇なる將卒の期する所なりと雖も帝國の臣民内に在りて此報に接するもの無限の感なき能はざるべし且夫れ東洋先進の我文明を以て朝鮮の獨立を確實にし固陋の清國を蒙昧の域に救出し我亞細亞の諸國をして文明の曙光に觸れしむるもの我國全勝に伴ふの結果なり我が帝國が今回の交戰に對する責任重且つ大なりと云ふべし正々堂々たる我陸海の軍隊戰鬪は百般の施設素より欠ぐる所なく全局の必勝期すべしと雖も事は古今未曾有の外戰なり帝國の光榮利益を賭して此一擧にあり之を思へば帝國忠實の臣民は其赤誠の凝結する所今日默して止む能はざるべし左れば國民思ふの赤誠を表せんと欲して其道を得ざるもの四千萬の同胞皆然らん本社は世人熱情の在る所を察し其赤誠を表するの義金を集め之を當局者に委托して必勝を將來に期するの資に供せんとす家に在るの臣民斯の如きを聞かば外に在るの將卒を慰するに於て多少の裨益なくんばあらず亦我が國民忠愛の至情を中外に表白して國威を宇内に發揚するの道たるべし義金募集の規定三項を設けて左に掲ぐ

（一）義金は十錢以上とし住所番地姓名を詳記して本社に送付せらるべし

（二）本社に於て義金を受取りたる時は翌日の時事新報に其氏名金額を掲げて之が證とす故に翌日の新報に此掲載なきものは更に照會せられ度し

（三）此義金は募集の上、當局者と熟議し最も適當の費途に充つるものとす

表誠義金募集社告追加

表誠義金募集の事を廣告せし以來續々募に應じて本社に金圓を寄送する人少なからず近日府下の紳士有志者は報國會なるものを組織して大に軍資を醵集せんとて其組織も略ば緒に就きしよし又その前後都鄙の各地方に於ても種々の團體を結んで義捐に着手するもの甚だ多し其名義は同じからざるも國民が私財を擲て國の爲めにせんとするの目的に至ては毫も異なる所なし報國盡忠の美擧これを耳にしても欣喜に堪へず就ては本社に於てもます〳〵規模を大にしてます〳〵募集の區域を廣くして國家の急に應ぜんとするの精神を以て更に同感者の注意を促すものなり斯くて其募集金を政府の[illegible]に納るに當り直に之を當局者の手に渡すも又は出納の手數を省くが爲めに報國會又は他の團體に合併して其取次を煩はすも其邊は都て時の便宜に從ふ可し之を要するに今回の義擧こそ純正無雜にして國民の誠意誠心に出ることなれば何れの道よりか何れの手を經るも特に之を問ふの要用はなかる可し我輩は唯日本國民の全力を盡して日本の國事に當らんことを願ふのみ

本社義金の取扱方

今回本社大に義金を募集せんとするに就ては我國民の義氣に富める事に應ずる義金の口數は定めて非常に多かるべく亦た其金額も頗る大なるべし由て本社は特に

義金募集掛

を設けて計算を正確にし且つ受取りたる義金は日々

第百拾九國立銀行

に預け入れ之が保管を委託し以て計算保管の精確を期す

（此一項は第百拾九國立銀行の承諾を經て玆に掲ぐるものなり）

時事新報

臨時總選擧

本月一日を以て擧行したる衆議院議員臨時總選擧の結果はれひ〳〵紙上に記載する所の如し從來議員の選擧は各地方ともに隨分騷々しきことにして時としては血を流すの騷動さへ免れざる程の始末なるに今回は打て變て平穩無事、局外の人々は何時の間に選擧ありしやと殆んど知らざる中に事を終りたるこそ異例なれ是れは今更ら云ふまでもなく目下日清の戰爭は國家の運命に關する大事件にして國民一般に此一事に心を傾け内政上の小利害の如き之を爭ふの暇なきが爲めに外ならず即ち日本人民は敢て選擧の事を忘れたるに非ず否な其事の大切なるは飽までも心に記して等閑に付せずと雖も今日の場合に際し漫に政論を喋々して競爭を逞ふするは國家の利に非ざるが故に特に其擧動を愼みて穩に事を終りたるのみ自から是れ日本人民の美徳にして世界に誇るに足る可し彼の支那人などの夢にも思ひ到らざる所にして畢竟今回の戰爭に就て我に賴む所のものあるは軍隊の熟練、兵器の精鋭等、敵に比して種々の長所ある其中にも國民一般心を決し方向を共にして外に對するの一事こそ最も頼母しき所にして不言の間に敵の氣を奪ひ味方の心を强ふするに足るものなれば苟も國民の決心にして終始渝らざるに於ては彼を壓倒して全局の勝利を收めんこと我輩の敢て確信する所なり扨選擧も目出度く終りたるに付ては何れ其内に臨時會召集の發令もあることならん思ふに今回當撰の議員は何黨何派など多くは政黨に關係ある人々にして平生の主義意見は現政府の政略に全く反對して之が爲めに前回の解散をも招きたる程の次第なれば若しも平日の場合ならんには開會と同時に例の如く種々の難題を持出して政府を爭ひ責任内閣政費節減云々を始めとして或は條約改正の手續などに就ても大に反對を試みることならん從前の行掛として免れ難き所なれども今日は政府と云はず人民と云はず全國協同して唯外に當るの一事あるのみなれば内政の得失の如きは姑く後日に讓りて漫に言論を弄ぶ者なく議會の問題は專ら軍費論に止まることならん過般政府より發したる五千萬圓の公債募集を承諾するは無論、尚は此金額にて不足を覺ゆるときは尙は重ねて募集の事を議決し隨て其償却の爲めには清酒税の增加等新に税源を求るなどの事に忙しきことならん我輩は議員諸氏の愛國心に訴へて其必ず然らんことを信ずる者なり

官報

○勅令

朕捕獲審檢所及高等捕獲審檢所開設ニ關スル件ヲ裁可シ玆ニ之ヲ公布セシム

御名　御璽

明治二十七年九月二日

內閣總理大臣　伯爵伊藤博文
海軍大臣　伯爵西鄕從道
外務大臣　子爵陸奥宗光

○勅令第百六十號

明治二十七年九月五日ヨリ捕獲審檢所及高等捕獲審檢所ヲ開設ス
捕獲審檢所ハ之ヲ佐世保ニ置ク

○告示

○陸軍省告示第十五號

本年陸軍省告示第十號但書左ノ通改正ス

明治二十七年九月三日　陸軍大臣　伯爵大山巖

但軍事上又ハ殖産工業上必要ノモノニ限リ拂下クルコトアルヘシ此場合ニ於テハ火藥ノ種類數量（數月ノ需用ニ涉ルモノハ需用高ヲ記スヘシ）竝ニ使用ノ目的ヲ詳記シ事業ノ官廳ニ關ハルモノハ當該官廳其他ノモノニ在テハ警察廳ノ證明書ヲ添ヘ陸軍大臣ニ出願スヘシ

陸軍省告示第十五號參照

陸軍省告示第十號（明治二十七年七月二十六日）

當省火藥類拂下ノ儀ハ當分ノ內停止ス
但直接ト間接トヲ問ハス軍事上ニ關係スルモノハ拂下クルコトアルヘシ此場合ニ於テハ火藥ノ種類數量竝ニ使用ノ目的ヲ詳記シ陸軍大臣ニ出願スヘシ

○遞信省告示第百七十六號

長崎縣下對馬國下縣郡ノ南端神崎ニ建設シタル燈臺ニ於テ第四等不動白色ノ燈明ヲ設ケ本年九月五日以後每夜點火ス

明治二十七年九月三日　遞信大臣　伯爵黑田淸隆

一燈臺ノ位置ハ水路部出版海圖第四十三號ノ海圖ニ據レハ北緯三十四度五分三十秒ニシテ東經百二十九度十二分四十秒ニ當ル
一燈臺ハ木造四角形ニシテ白色ニ塗リ基礎ヨリ燈火マテ高サ二丈二尺ナリ
一燈火ハ眞方位南八十九度二十分東ヨリ北六十六度五十四分西マテニ百二度二十六分間ヲ照ラス但北八十七度二十分西ヨリ北六十六度五十四分西マテ二十度二十六分間ハ紅光ヲ以テ豆酘崎ノ暗礁ヲ照ス
右方位ハ磁針ヨリ測定ス
一燈火ハ水面ヨリ高サ十九丈二尺ニシテ其光達距離ハ晴天ノ夜十五海里トス

雜報

○香港新聞の評論

東洋の外字新聞紙中には居留國の利害は勿論のこと其の本國の利害さへも考へず私利私慾を恣にせんが爲め事ある每に故ら筆を曲げて論難喋々たるが中に今度の事件に付き香港デーリー プレスに云ふ所の如きは素より多少の瑕瑾あるにもせよ要するに正鵠を誤らざるものと評して然るべきものか即ち同新聞に曰く日本は朝鮮を併呑せんと欲するものにして今度の戰爭を起したるも其慾念を滿足せしめんが爲めなりと評する人多けれども我々（デールーブレス記者）の見る所は即ち然らず若し評者の云ふが如く日本に併呑の志ある時は露國を敵に引受くるの覺悟なかるべからざるのみならず假令ひ何程注意するも支那との爭論は永久絶ゆることなかるべし故に日本の希望は併呑にあらず自國の安全を保護する爲め朝鮮の獨立を堅固にせんと欲するのみ日本帝國若し之を捨
於ては釜山以北は悉
華帯水を隔つるに過
獨立せしむるは日清
利害最も大なるもの
城に赴任せし以來支
表せしめんとして弊
其國を開明に導かん
織を維持せしめんと
なれり左れば西洋人
其出兵に付ては云々
成就する時は未開當
浴せしむるものなれ
べからざるなり云々

○日本軍艦に關

二十日發兌の滬報に
通信員發の電報、
たり
目下日本政府は
めざるも既に何
日（即ち十八日）開
嶋に乘來り同艦は
成人該艦を一見せ
とも砲丸の爲めに
にては同艦こそ前
たるものなりと
艦ありしが此れ
受け既に數日前
二件は外國人も
る所となり已に
號の船長等を載
け少しく破損せ
論ずれば日本人
心惨怛たるを見
本の外國新聞に
ぜり云々
清國新聞の誇顯に
負する所の記事、
下の圖は先頭の
ド新聞に掲げたる
が露國に對する
ならん